

**1107テキスト「林業における安全衛生推進者必携」 変更箇所
令和6年2月 改訂版 → 令和8年4月改訂版 第2刷**

頁	行数等	修正（訂正）部分	変更修正（訂正）内容
2	上から 2～7行目	近年、林業労働者の減少・高齢化等、～ 死傷者数(休業4日以上)は、平成5年では4,311人であったが、近年では1,200人前後で推移している。図1-1に明らかのように、平成5年では67人にのぼった死亡者数が、近年では30人程度で推移している。	近年、林業労働者の減少・高齢化等、～ 死傷者数(休業4日以上)は、 平成10年では3,089人件であったが 、近年は1,200人前後で推移している。図1-1に明らかのように、 平成15年では、61人 にのぼった死亡者数が、近年では30人程度で推移している。
2	中段	図1-1 林業の労働災害(グラフと表)	図1-1 林業の労働災害(グラフと表) (直近データへ更新)
2	下から 6～2行目	林業における労働災害の発生率を表す「死傷年千人率」(図1-2)は、～ 高止まりしている。令和4年の死傷年千人率は23.5で、全産業平均の10.2倍と高い水準を示しており、令和4年に発生した林業の死亡災害の発生状況を見ると、年齢別では50歳以上が74.1%、作業別では伐木作業中での災害が60.7%となっている。	林業における労働災害の発生率を表す「死傷年千人率」(図1-2)は、～ 高止まりしている。 令和5年の死傷年千人率は22.8 で、全産業平均の 9.5倍 と高い水準を示しており、 令和5年 に発生した林業の死亡災害の発生状況を見ると、年齢別では50歳以上が 72.4% 、作業別では伐木作業中での災害が 55.2% となっている。
3	上段から中段	図1-2 死傷年千人率(グラフと表)	図1-2 林業の労働災害(グラフと表) (直近データへ更新)
3	下から 5～2行目	令和4年を例にとると、林業の全死傷者1,176人のうち、伐出作業による被災者は767人で、全体の65.2%を占めている。事故の型を令和4年で見ると、「激突され」23.3%、「切れ・こすれ」によるものは16.1%、「飛来・落下」14.6%、「転倒」12.8%、「墜落・転落」11.7%などの順となっている。	令和5年 を例にとると、林業の全死傷者 1,140人 のうち、伐出作業による被災者は 739人 で、全体の 64.8% を占めている。事故の型を 令和5年 で見ると、「激突され」 21.2% 、「切れ・こすれ」によるものは 17.4% 、「飛来・落下」 14.4% 、「転倒」12.8%、「墜落・転落」 12.3% などの順となっている。
5	上段から中段	図1-3 作業種別死亡者数(グラフと表)	図1-3 作業種別死亡者数(グラフと表) (直近データへ更新)
7	上段から中段	図1-4 起因物と事故の型(グラフ)	図1-4 起因物と事故の型(グラフ) (直近データへ更新)
7	下から 2～1行目	伐木作業に占めるかかり木処理作業の割合は23.8%を占めており、林業全体でみても15.2%をかかり木処理が占めている(図1-6)。	伐木作業に占めるかかり木処理作業の割合は 19.7% を占めており、林業全体でみても 13.1% をかかり木処理が占めている(図1-6)。
8	上段	図1-5 かかり木処理中の災害(人数)(グラフ)	図1-5 かかり木処理中の災害(人数)(グラフ) (直近データへ更新)
8	中段	図1-5 かかり木処理中の災害(割合)(グラフ)	図1-6 かかり木処理中の災害(割合)(グラフ) (直近データへ更新)
67	上段	表2-5 蜂刺されによる死亡者数	表2-5 蜂刺されによる死亡者数 (直近データへ更新)
69 ～ 71	全文	2-5-4 熱中症予防対策 作業中、熱中症を起こす～ 対策が必要である。	2-5-4 熱中症予防対策 全文修正、イラストの更新
71	表の修正	表2-6 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の業種別状況(令和元年～令和4年)	表2-6 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の業種別状況(令和元年～令和5年) 表の修正(直近データへ更新)
153	下から9行目	職場における熱中症の予防のための労働衛生教育(平成21年6月19日付け基発第0619001号)等	職場における熱中症の予防のための労働衛生教育(令和3年4月20日付け基発0420第3号、改正 令和7年5月20日付け基発0520第7号)等
226	下から19行目	第4条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。	第4条 労働者 及び労働者以外 の者で労働者と同一の場所において 仕事の作業に従事するものは 、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
228 ～ 229	228P下から 1行目から229P 1行目	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。	第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者 及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外 の 作業従事者 が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

229	下から14行目	(製造の許可) 第37条 2 (3 新設) (譲渡等の制限等) 第42条	(製造の許可) 第37条 2 3 第一項の許可の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、別表第一に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録設計審査等機関」という。)が行った当該申請に係る特定機械等の設計が前項の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査(以下「設計審査」という。)の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。ただし、第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときは、この限りでない。 (譲渡等の制限等) 第42条
231	上から 22~26行目	(定期自主検査) 第45条 事業者は、～ なければならない。 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)に実施させなければならない。 3(新設)	(定期自主検査) 第45条 事業者は、～ なければならない。 2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、 当該事業者(事業者が法人である場合には、その代表者又は役員)で厚生労働省令で定める資格を有するものが自ら実施し、又はその使用する労働者で当該厚生労働省令で定める資格を有するもの若しくは第54条の3第1項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)に実施させなければならない。 3 特定自主検査は、厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならない。
231	下から 4行目に追加	第62条 の後に 第62条の2 (新設)	(高齢者の労働災害防止のための措置) 第62条の2 事業者は、 高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。
235	上から4行目に追加 (計画の届出等)の前に挿入)	第76条 の後に (新設) (技能講習修了証の不正交付等への対処) 第76条の2	(技能講習修了証の不正交付等への対処) 第76条の2 何人も、前条第二項の規定により技能講習修了証を交付する場合を除くほか、 技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面を交付してはならない。 2 都道府県労働局長は、 技能講習の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定に違反して技能講習修了証を不正に交付し、又はこれと紛らわしい書面を交付した者に対し、当該技能講習修了証又はこれと紛らわしい書面の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
251	上から4行目に追加 (第484条の後に挿入)	第484条 2 の後に 第612条の2 (新設)	(熱中症を生ずるおそれのある作業) 第612条の2 事業者は、 暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 2 事業者は、 暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコールド、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。
奥付	枠内	平成25年 6月 初版発行 平成26年 6月 初版第2刷 令和 6年 2月 改訂版 発行	平成25年 6月 初版 発行 平成26年 6月 初版 第2刷 令和 6年 2月 改訂版 発行 令和 8年 4月 改訂版 第2刷…追加
奥付	枠内	定価2,970円 (本体価格2,700円+税) 送料別	定価3,300円 (本体価格3,000円+税) 送料別
奥付	枠外	2024.02.500	26.04.500

裏表紙	裏表紙	定価2,970円(本体価格2,700円+税) 送料別	定価3,300円 (本体価格3,000円+税) 送料別
-----	-----	-------------------------------	-----------------------------------